

## 第 71 号議案

豊後大野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部改正について

豊後大野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 8 月 31 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

### 提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省  
令第 63 号）の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件について所要の改  
正を行うため、この案を提出するものである。

豊後大野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

豊後大野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例(平成26年豊後大野市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有  
する者

第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当  
と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。